

2025 年 3 月 13 日

逗 子 市

**「逗子市犯罪被害者等支援条例における連携協力に
関する協定」を締結します**

●概要

本市では、犯罪被害者等を支援するため、「逗子市犯罪被害者等支援条例」を令和 6 年 12 月に制定しました。4 月 1 日の施行に向け、市と警察機関が連携して被害者の方に適切な支援ができるよう、本市を管轄する神奈川県逗子警察署と連携協力に関する協定を締結します。

●締結式概要

- 1 日 時：令和 7 年 3 月 18 日（火）14 時 00 分
- 2 会 場：逗子市逗子 5－2－16 逗子市役所 3 階 庁議室
- 3 出席者：神奈川県逗子警察署長 志原 光徳 様
神奈川県警察本部被害者支援室長 三枝 実 様
逗子市長 桐ヶ谷 覚

※締結式は取材可能です。

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部市民協働課 新倉、橋本

電話：046-873-1111 内線 262